

委員会提出議案第3号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年9月1日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 中川正則

(理由)

議案の提出及び修正の動議成立に必要な賛成者の人数の表記並びに質疑の回数等の表記について、より分かりやすくするため。

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則

西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議案の提出) 第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、<u>法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者(提出者を含む。)</u>が連署し、<u>その他のものについては2人以上の賛成者(提出者を含む。)</u>が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、<u>その他のものについては2人以上の賛成者(発議者を含む。)</u>が連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>(質疑の回数) 第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、<u>一問一答方式で質疑を行う場合又は特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(発言規定の準用) 第63条 質問については、第55条(質疑の回数)及び第59条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。</p>	<p>(議案の提出) 第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、<u>法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(修正の動議) 第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、<u>その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</u></p> <p>(質疑の回数) 第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、<u>特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(発言規定の準用) 第63条 質問については、第55条(質疑の回数) <u>(緊急質問に限る。)</u>及び第59条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。